

第 3 3 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 2 年 7 月 2 2 日 (水)

午後 1 時 3 0 分

場 所 第 2 委 員 会 室

付 議 事 項

1 モニターの意見について・・・資料 1

2 緊急質問について

3 欠席届について

4 その他

令和2年3月19日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>モニターからの意見 <市議会への要望、市議会議員の責任・権限と役割について></p> <p>1. 山陽小野田市の現状</p> <p>議会報告会には最初から毎議会とも参加しています。議会報告も役立ちますが議員の多くが参加した市民と真摯に懇談する様は、他市ではほとんど見られない前進面だと認識しています。</p> <p>一方、市議会議員の役割は住民の代表として市政全般に関するチェック機能を果たすこと、市民の様々な要望を聞き、考え市政に反映させ、安心して暮らし住み続けられる、まちを作り守ることだと思います。</p> <p>この基本的な概念、一般市民では出来ない重要な役割と権限・責任を考える時、現在の山陽小野田市の市長を始めとする職員・執行部の姿勢や政策に一義的な責任はあるとはいえ、それをチェックし改善させるべき市議会も、ほとんど問題視せず長年にわたり追認し続けてきたことを反省し、役割を果たせていないこと、執行部と全く同じ結果責任があることを再確認し自覚して頂きたいと思います。</p> <p>先日、市立理科大の工事に関する公文書改ざん等の不祥事が発覚し事件になりました。それ以前には収賄疑惑もありましたが、うやむやになりました。度々の設計ミスもありました。実態は分かりませんが、さもありなん、山陽小野田市はここまで来たかの感さえあります。</p> <p>不祥事を起こしたのは一部の職員でしょうが、市役所全体の意識が住民本位、住民の命と生活に関わる極めて重要な仕事をしている誇り、責任と自覚が無いように思われます。</p> <p>個々の職員の中には考えておられる方も実践したいと思われている方もありますが、それを実現する雰囲気職場に無く、展望をなくし時間の経過に流されている様に見えます。</p>	<p>議会運営委員会</p>
<p>2. 地方卸売市場問題の原因と責任</p> <p>その典型的な例の一つが卸売市場の問題です。</p> <p>長期間にわたる市場運営に関する不正常な問題は、数年前から一部市議による追及で問題点は明らかになって来ました。しかし、執行部はその後も何らの改善措置も行わず、健全な市場運営どころか多くの生産者、業者の利益を損ない刻々と赤字状態を続けています。</p> <p>市議会の動きも追及は極めて弱く、産業建設常任委員会への市民からの度重なる要望や訴えにも「執行部の</p>	<p>産業建設常任委員会</p>

困難な立場」を擁護・静観しているのかと疑わせる程、事態が動きませんでした。

最近、委託先の「中央青果株式会社」に関わる監査報告や議事録の隠ぺいや改ざん等が一段と明らかになり、3月議会の常任委員会の論議も活発化はして来ました。

しかし、責任は「中央青果株式会社」だけでなく地方卸売市場を担当して来た代々の農林水産課長が事態を知り、関わっていなければ予算措置等を行えず、経済部長、副市長、市長の責任は極めて重大です。また、このような異常事態が継続しているのに3月議会でも抜本的な改善策は示されず、議会も追及しきれていません。抜本的な改善を強く求めます。

3. 市民の立場からの緊急要望、課題

① 住民の命と暮らしを守るため、公平・民主的な適材適所の人事異動

人事権は執行部にしかありませんが、日常活動、議会活動の中で職員を鍛え、市役所の気風を変え、住民のために生き生きと働く職員育成に努めてください。

② 山、水、川、海など自然環境を守り歴史と文化を大切にし、安全・安心のまちを作り残してください。

③ 食糧は田圃や畑、山や海から、農林漁業を大切にするまちを作ってください。

④ その為には家族農業の継続が必要です。「過疎地」をデマンド交通や低額乗車券などの交通政策、税制・補助金等で住み続けられるように守ってください。

⑤ 車だけでなく、草刈り機もチェンソーも電気（充電器）の時代です。バイオマス発電や福祉・介護事業など働く場の確保、若者が定住できるまちを作ってください。

⑥ 新幹線厚狭駅の充実（利便性確保、利用促進）及び、乗客のいないバスの赤字補てんへの1億円以上の市税負担を改め、市内一律、乗換自由の低額1日乗車券などを実施して高齢者や児童・学生の足を確保する。都市機能・文化水準の向上、健康増進を図る。国の制度改善を含め地方からの抜本的改善要求が急務です。

⑦ その他、市民の皆さんには色々の要求や提言があると思います。自然発生的な市民活動だけでなく行政のまちづくりの一環として、幾つかのテーマで学習や協議する場があればと念願しています。

広聴特別委員会

令和2年3月19日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>議運における笹木委員長の問題について</p> <p>第18回議会運営委員会の付議事項のペーパー6（いわゆる次第）には「陳情書について」との記載がある。杉本議員については11月に提出された「要望書」と、私の提出した「陳情書」の二つがある。この日の委員会では次第をみて分かるように「陳情書」が取り上げられていた。</p> <p>しかし「陳情書」についてだけでなく「要望書」についても本人に意見陳述を求めるべきではないかとの意見が伊場議員からでた。極めて常識的な意見である。</p> <p>笹木委員長は「流れからすれば当然のこと」との発言であったが、本来から考えれば昨年11月の「要望書」と今年2月1日の「陳情書」と、提出された時期を見れば、どちらを先に取り上げるかは小学生でも判断できることではないかと考えます。</p> <p>笹木委員長はビデオを見る限りでは、慌てたように取り繕い「両方します」との発言。委員会の議題は「陳情書」についてとあり、「要望書について」との記載はない。</p> <p>他の委員からフォローが入り「これから決めること」と九死に一生を得たがモニターは見ています。委員長は市民の「要望書」については失念していたのか。それとも付議事項のペーパー作成時に事務局が間違えたのか。明確にしていきたい。</p> <p>もしも失念していたとするならば、そのような無責任で市民をないがしろにする者に委員長の職を任せて良いのか。</p> <p>議運については全会一致の原則から各会派の色が明確に判断できるもので、その会派を代表して議運に居られるメンバー個人はこれまでの笹木委員長の数々の不手際についてどのように考えているのかその考えを聞かせていただきたい。</p>	<p>議会運営委員会</p>

令和2年3月23日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>3月23日の議会運営委員会について 杉本議員参考人招致による意見陳述の冒頭で笹木委員長は「時間の関係で入ります」との発言がありました。委員会以上に大事なことがあったのだと思いますが、何があったのでしょうか、明確に答えていただきたい。議会開会中に委員会以上に大事なことが市民として理解できません。</p>	議会運営委員会
<p>3月23日の議会運営委員会について② 委員会中に12時のお昼を迎えたため、全員協議会終了まで暫時休憩することになりました。その際の笹木委員長の発言は、全協が「消化した後に」再開するとの発言でした。 一般社会ではプロ野球などで優勝チームが決まってしまっていて、いくら頑張ってもどうしようもない試合という意味で「消化試合」という言葉が悪い意味で使われます。 議会においては特殊な意味があるのでしょうか。それとも笹木委員長にとって全員協議会はどうでもよい会議ということでしょうか。もしくは「小野田中央青果破産申し立て」はどうでもよい興味の無いことということでしょうか。その真意を明確に教えて下さい。</p>	議会運営委員会

令和2年3月25日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>3月25日開催の議会運営委員会の笹木委員長の委員会運営について 委員会途中で笹木委員長が事務局の方に向かって「何も書いちゃー無いわーね」との発言がありました。その後暫時休憩。</p> <p>以前のモニター意見で笹木委員長には運営方法が分からないのであれば事務局に進行を作成してもらうことが良いのではと進言しましたが、そのようにされているのでしょうか。</p> <p>それはそれで結構ですが、委員会は表舞台であり、その委員会を司るのは事務局ではなく笹木委員長であると考えます。この公の委員会の進行中に事務局との打ち合わせ不足を露呈させる「何も書いちゃー無いわーね」との発言。委員長主導ではない委員会運営を表すもので、市民に議会の能力不足を認めてしまうことになるのではないかと危惧しております。</p> <p>また誤解であるとしても問題と考えますが、誤解であるならば明確な説明をお願いします。</p>	<p>議会運営委員会</p>

令和2年4月20日付

モニターからの意見	担当委員会
<p>4月20日開催の議会運営委員会における笹木委員長の委員会運営について</p> <p>1. 6月議会での一般質問については「自粛要請」ということが主流の意見ようですが、これはどのようになつたら要請が解除されるのでしょうか。</p> <p>コロナ終息には1～2年掛かるのではないかとも言われているときに再開のめどが立たないのは解りますが、そのことが全く議論されないことは議会運営委員会としての体を為していないと考えますが議会の考えを教えてください。</p> <p>2. コロナ対策特別委員会の予算の取り扱いについて、一般会計のいち分科会との方向でしたが、全くもって緊張感が無いと感じます。何が決定されたかも大切ですが、スピーディーに議会として決定されることが求められており、そのためにコロナ特別委員会委員は各常任委員会から指名されており、「その時になって考えよう」で果たして良いのでしょうか？</p> <p>手続論ではなく国の発令した「緊急事態」を現実的に受け止めることが出来ていないと感じるがいかがでしょうか、議会としての考えを教えてください。</p> <p>3. 上記2点やこれまでの指摘を見れば明らかで、笹木議員には委員長の任に非ずと考えます。ご本人は4月15日の議運において「不慣れ」という言葉を何度も発言されていましたが、不慣れなために議会が停滞し、議論が行われないなど、議会運営委員長という職責はそんな甘い職責ではないと考えます。</p> <p>委員会として委員長を罷免すべきと考えるがいかがでしょうか。</p> <p>上記3点について、明確なご回答ご教授をお願いいたします。</p>	<p>議会運営委員会</p>

モニターからの意見	担当委員会
<p>＜3月議会最終日の緊急質問に関連して＞</p> <p>1. 3月25日の最終本会議冒頭に緊急質問が提起され、本会議の裁決の結果「緊急性がない」との理由で否決となりました。この緊急質問の提起から否決に至る経緯を追ってみると、会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思います。</p> <p>2. 山陽小野田市議会会議規則第62条（緊急質問等）第1項では、第61条に規定される一般質問の手続（文書通告等）によらず、議会の同意を得て質問ができる規定になっています。</p> <p>3. つまり緊急質問は、基本的には本会議で動議として提起され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加されることとなります。しかし、25日の緊急質問者は事前に文書通告を行い、本会議前に議会運営委員会が開催され、議事日程に追加するかどうか議論されました。そのときの議論は「緊急性があるかどうか」を基本にしたもので、「緊急性がある」との理由で議事日程に追加されたのです。本来、動議により議事日程に追加される手続が、なぜ議会運営委員会で「緊急性がある」と決定されなければ議事日程に追加されなかったのでしょうか？</p> <p>4. 手続的には本会議で緊急質問の動議が出され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加され、議長は直ちに議会運営委員会を開催し、議会運営委員会では質問者から質問の趣旨や緊急性の有無の説明を受けて協議し、議会運営委員会が「緊急性がある」と認めたら、議会運営委員長の報告の中で全議員に報告をして、了承されれば、緊急質問が行えることとなります。（本会議場で全議員に「緊急性があるかどうか」賛否を問う必要はない）</p> <p>5. 第一、議会運営委員会が「緊急性がある」と議事日程に追加したのに、本会議ではその議会運営委員会の決定が覆される結果となりました。</p> <p>議会運営委員会では全会一致で「緊急性がある」と認められたのに、本会議では、なぜその議会運営委員会のメンバーさえ緊急質問に反対をしたのか理解に苦しみます。議会運営委員会は「議事日程に追加しただけ」</p>	<p>議会運営委員会</p>

というかもしれませんが、本会議の動議で議事日程追加が可能なのだから、そのような理屈は通りません。

以上、緊急質問の手續に関して若干の疑問がありましたので、今回の一連の手續が、今後の先例とならないように議論をお願いするものです。